

市民文化会館の件ですけれども、総務常任委員会で愛知県安城市に行っていました。図書館のすばらしいのが建ったんですけれども、その地下ですかね、コンサートホールをつくられておまして、多目的に使えるホールだと思いますけれども、大変音響もいいということで、350人ぐらいの席で、安城市は長井市よりずっと人口多いですから、先ほど言いましたように、今、何百人とか、1,000人なんていらっしゃる行事は少ないので、もうどうせでしたら複合施設のときに1階とか地下に350ぐらいの市民ホールみたいなものをつくって、一番使い勝手のいい規模かなと思うんですよね。その辺もご検討いただきたいと思いますが、文化会館、私、要らないとは言っていないので、それだけ市長にお答え願います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 例えば隣の白鷹町のあゆ一むとか、あるいは飯豊町とか、あ〜すとか学習プラザとか、小ホール、中ホールぐらいのがあるんですね。ただ、西置賜の首長さんなんかと話している場合は、それよりちょっと上のやつを長井市さんでつくるんだったら協力したいという話は前からあったんですね。ただ、私は協力はいいと、そのかわり、同じ料金で使うから、一緒になってお互い、白鷹町使わせてもらう。飯豊町の場合は町民と同じ料金で使わせてほしいと。私どもの使うときも市民と同じ料金で使うと。お互いにその施設をエリア内で共有しているというふうに思っております。あそこの施設を使うのでしたら、やっぱり350とか500とかにしても無意味なわけですね。1,000人のホールですから。ですから800ぐらいのは、本当に頻度は少なくとも必要なんじゃないかなと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 12番、五十嵐智洋議員。

○**12番 五十嵐智洋議員** これで終わります。ありがとうございました。（拍手）

○**渋谷佐輔議長** ここで、昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、赤間泰広議員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

### 今泉春江議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位8番、議席番号8番、今泉春江議員。

（8番今泉春江議員登壇）

○**8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。市民福祉向上のために3つの質問をいたします。

まず、1番目の2018年度からの国保都道府県単位化について質問します。

2018年度から国保の運営に都道府県が加わります。これにより、大きな変化が起きることになりました。国保料、国保税を決める仕組みが変わります。国保の財政運営は市町村から県に移行します。そのための作業が17年度に国、県主導で行われます。県が35市町村の国保事業の費用を算出し、各市町村に納付金と標準保険料を示します。各市町村は、示された納付金を県に納入するために、標準保険料に基づいて保険

料を決定することになります。その保険料が引き上げられることがないか心配です。8月23日の山形新聞でも共同通信の調査で市町村国保料が上昇すると予想され、また、来年度の制度変更に懸念もあるとの記事が掲載されていました。市民はそんな記事を見て心配しております。そこで、懸念される問題の解消のため、次の4点について伺います。

1、長井市での18年度の県単位化の実施までの具体的な流れ、スケジュールを明らかにしてください。

2、そしてこれまで納付金や標準保険料についてどのようなやりとりが行われてきましたかお聞きします。

3、今後、保険料の決定に至るさまざまな情報の公開を求めます。

4、このたびの国保改革によって国保料の負担がふえないよう、住民の立場に立ち、可能なあらゆる手段を講じていただきたいと思います。

以上4点です。

また、国保の事業の運営は、都道府県が財政運営の主体となりますが、市町村は引き続き受給資格、保険給付、保険料、保険税、賦課、徴収、保健事業を担います。国保加入者人数は全国約3,300万人と、全国健康保険協会、主に中小企業に勤める勤労者とその家族が加入の協会けんぽに次ぐ公的医療保険となっています。国保に加入している方々のうち最も多いのは無職の方々です。2015年度の厚生労働省国民健康保険実態調査によれば、国保加入者の44.1%が無職の方です。1994年以降、国保加入者が増加したのは、バブル崩壊以降の不況の長期化による失業者の増加などが背景にあると見られています。

国保は、他の医療保険に加入できない人々を支えるという重要な役割があります。国保は加入者の保険料だけで運営しているわけではありません。そもそも国保に国庫負担が投入されて

いるのは、国保が社会保障として運営されていることを意味します。国保が社会保障であるというのは、社会保障の一環として国保という制度が整備されてきたことを意味します。具体的には、自助、相互扶助では決して支えることのできない人々の医療保険を行い、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために公的医療保険の一つである国保が歴史的に整備されてきました。

しかし、社会保障の改革として国庫負担の削減を1980年代以降行ってきています。そのため加入者は負担がふえ、高過ぎる国保料、国保税に滞納する世帯が続出し、滞納者に対する制裁措置がとられています。滞納者に対する制裁措置は、短期保険証の発行、資格証明書の発行、財産の差し押さえなどです。

長井市でも多くの世帯に資格証明書や短期証明書の発行、財産の差し押さえなどが行われています。このたびの市民課の資料では、資格証明書の発行、交付は8月25日現在、53世帯、88人、短期保険証は33世帯、63人に交付されています。2014年の9月では、資格証明書145人、短期証明書が230人です。2016年2月では、資格証明書が68世帯、99人、短期証明書が77世帯、140人です。数字を見ますと毎年少なくなっていますので、減少に向けての取り組みが少しずつですが進んでいることもうかがわれます。しかし、資格証明書は国保料、国保税が納付できず滞納している方へ交付されます。生活が苦しく保険料を払われない世帯が窓口で医療費の全額が払えるはずもなく、資格証明書を交付された世帯の人が経済的理由で病院にかかれず、治療おくれになって命を落とす悲劇なども全国では報告されています。住民を追い詰める対応はやめるべきで、資格証明書の発行はやめるべきです。一方、短期証明書は有効期限が定められているため、期限になれば納付相談につながり、収納率向上に役立つと考えられています。

国保はかつての旧法のように助け合いというものではなく、社会保障としての国保であるということと憲法25条の理念を実現する方向へと改革を進めていく必要があります。社会保障としての国保と今後の資格証明書や短期証明書の発行の減少に向けてのお考えと対策について伺います。

次の質問です。長井市の市道の管理について伺います。

長井市では、市道として認定する基準が平成23年3月1日告示第19号として要綱ができ、その年の12月1日から施行されました。市道認定後の除雪、側溝、ガードレールなどの管理の規約もあり、適正に安全対策が確保されているのだと思っています。最近では、住宅建設に伴う道路に対しては、住宅地販売業者や住人がこの基準を満たすものを最初からつくり、市道として申請し、認定されており、当然除雪などの管理も市が行うようになってきているところが多く見られます。市民は大変助かっています。

ところが市の所有であっても除雪などの費用が自分たちの負担になっているところがあり、大変驚いています。私は市の所有であれば同じようにその権利を受けられると思っておりましたが、それを受けられず大変困っておられる場所があるのです。そのことについて伺います。

まず、相談を受けた一例です。この場所は館町南で、最近アパートや住宅が次々に建設されています。その中の住宅地の市所有の道路について伺います。

この市所有の道路は、長さ80メートルくらい、幅は5メートル弱で、6軒の住宅があります。前には通り抜ける道と空き地もあったのですが、最近アパートも建ち、自転車の通り抜けるぐらいの道しかなく、一番奥での車の回転は個人の土地でしかできなくなりました。この市所有の道路の除雪は、当初から住民が除雪のたび毎回業者に支払い、後に市に申請して3割助成の補

助を受けていました。この道路は昭和49年2月4日に市の所有になり、住民はそのときから市道とっていました。このことは、平成28年6月8日に家屋調査士さんが法務局から図面を取り、現地を計測しましたところ、間違いなく市の所有になっていると確認しました。このことを確認後、10月に地区長さんとともに市に改めて除雪のお願いをしましたところ、その年の冬から3割から半額の助成が受けられることになりました。少しは改善されましたが、しかし、近年は豪雪で、除雪の回数も多くなり、住民の負担は大きく、大変だということです。

平成23年にできた長井市市道認定基準に関する要綱では、第3条で、ほかにこれにかわる道路がない場合は、道路幅員を4メートル以上とすることができる。また、同じく3の1では、道路有効幅員は6メートル以上となっていますが、基準の舗装がされていること、袋小路でも起点や終点が公道に接続する道路延長35メートル以上の道路で、連檐する3戸以上の家屋に面し、他の一方が自動車の回転に支障のない半径6メートル以上の回転広場が設置されている道路についてはその限りではないとされています。

この道路を市道基準に照らしてみますと、幅員は4メートル以上あり、舗装で、入り口は公道でつながっており、入り口での自動車の回転は可能です。このことから市道の認定基準が適用されるのではないのでしょうか。市道認定後の除雪の管理規約でも道路の安全確保が約束されており、何よりも昭和49年に市の所有になり、そのとき市民は道路を広げるために自分で購入した土地も市へ寄附しております。そのころの道路としては十分なものであったと思います。住民は市に寄附したので市道となっていると思っていましたし、除雪の管理がされていないのはどうしてなのかと不思議に思っていたそうです。

長井市の生活道路の冬場の除雪は不可欠なも

のです。環境が大変なところほど市が市民生活の安全を確保することが重要ではないでしょうか。市の所有である道路は市が管理をすべきと思います。市道の認定をし、除雪などの管理をすべきではないでしょうか。

今回一例を申し上げましたが、市の所有の道路である除雪の管理について、市長のお考えと今後の対策について伺います。

また、このような除雪や消雪道路の要望が市民の方々から多く寄せられていると思います。要望書や請願書など文書で直接届いているものもあると思います。

こちらも一例を申し上げますと、市道花作平山線の消雪道路化について、5人の呼びかけ人と地区長などの賛同者と53人の署名が添えられ、2013年2月に呼びかけ人ら6人が市長に直接面接し、申請書をじかに渡しています。わずか150メートルのこの道路沿いには46世帯が暮らしており、消雪になっていないため、ブルが除雪した雪の塊の排除にその都度大変な苦勞をしています。また、信号機などがいないため便利なので交通量も多く、そして日当たりが悪いためわだちができ、車の接触事故や歩行者の転倒なども起こっています。特にあら町の消雪道路との境は、車が上れないほどの大きなかたい雪の段差が毎年でき、車も歩行者も大変苦勞しています。冬は危ないから通行したくないなどと苦情も出ていて心配しています。

要請後の経過などはどうなっていますか。何も報告はありませんが、このように提出された要望書や申請書の報告などの対処はどうなっていますか。住民の安全確保のために速やかに要望に応えるべきと思いますが、どうでしょうか。このことについてお聞きします。

次の質問は、特別養護老人ホーム増設についてです。

先日、市民の方から、両親2人を自宅で介護するため仕事をやめてしまった、毎日大変です、

すぐ施設に入れたいが、自分の収入では無理と話され、相談してきた方がいました。また、何人かの高齢者には、自分は年金だけなので施設には入所できない、家族に迷惑はかけたくないなどと話されており、皆さん介護の現状に大変苦勞し、心配しています。そして皆さん特別養護老人ホームの入所を希望されていました。

なぜかというと、特別養護老人ホームは老人福祉法の高齢者保護の機能があり、低所得者や生活保護受給者でも入居できるよう利用者の負担が軽くなる社会福祉法等による利用者負担の軽減制度が設けられていたり、個人の収入や年金に応じて利用負担が軽くなる特定入所者介護サービス費という制度が存在します。そのため、自宅での介護が困難な方や収入が少ない方はほとんど特別養護老人ホームの入所を希望しています。

長井市の介護が必要な方々を見ますと、要支援1、2は合計280人、要介護1、2は671人、要介護3から5は685人、これを合計すれば1,636人、介護の支援はますますふえる一方です。そして多くの市民が希望する長井市の特別養護老人ホームの定員は、慈光園が140人、寿泉荘が100人、野の香29人です。しかし、6月1日現在、待機者が138人と報告されています。入所条件の要介護3以上の待機者は110人です。待機者の中で一番多いのが在宅の69人です。ほかは別の施設などで待機しています。家族や高齢者本人にも特別養護老人ホームへの入所は切実な最大の要望です。入居条件は要介護3以上、感染症の有無、介護者の有無、資産の収入額などさまざまありますが、多くの自治体では特養の新設は制限されているため、慢性的に入所待ちのホームが多いのが現状で、全国では40万人以上の入居待機者がおり、入居まで数カ月から10年と言われていています。国にもこのような高齢者問題の解決を強く要望し、解決していかなくてはなりません。

そこで、長井市でも高齢者の介護問題の解決のため、特別養護老人ホームの増設をすべきです。この増設を強く要望いたします。

待機者、家族の施設増設の要望をどうお考えか、また、解消に向けた対策を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 今泉春江議員からは大きく3つのご質問、ご提言をいただいております、私のほうから、11点ですね、全部で、いただいておりますので、順次お答えを申し上げます。

まず最初、1点目でございますが、2018年度からの国保都道府県単位化についてということ、2018年度からの国保都道府県単位化に向けて懸念される問題解消について問うということで、まず1点目が、2018年度実施までの具体的な流れ、スケジュールを明らかにするように求めるということでございます。

議員のほうには、例えば常任委員会協議会、全員協議会等々で断片的な情報は提供させていただいているはずでございます。ただ、議員もおっしゃっているように、この課題は国、県主導で行っておりますので、私ども市町村は、都道府県がきちんと決まったことしかおきてきませんので、ですから私どもができる限り確定した情報として県からいただいたものをまずお答え申し上げるしかないということでございますので、ご容赦いただきたいと思っております。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立し、平成30年4月1日に施行されます。この法律は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申し出療養の創設等の措置

に基づくものでございます。この法律の成立によりまして、国民健康保険においては平成30年度から現行制度と比較して大きく変わることとなります。

変更点の1点目として、まずは県も国民健康保険の保険者となり、市町村とともに国保の運営を担うことが上げられます。県も保険者となることで、県が県全体の国保運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度を安定化させます。また、市町村は、自市町村内の国保運営の責任主体として、これまで同様に国保事業全般の執行に当たります。

次に、財政運営につきましては、県が財政運営の責任主体となります。これまで市町村ごとに行っていた財政運営を県単位化することにより、財政基盤を安定させることが期待されます。財政運営の県単位化に伴いまして、県は県全体の国保事業費を算定し、その額を賄うことができるように市町村の実態により国保事業費給付金を算定します。また、市町村が納付金支払いにおいて財源不足が生じることのないように、県にも財政安定化基金を設置し運営することとなります。

資格管理につきましては、県は国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進します。市町村は、地域住民と身近な関係の中、引き続き被保険者資格を管理し、被保険者証等の交付業務を担います。

保険料の決定、賦課、徴収につきましては、これまで同様に市町村の責務として業務に当たることとなりますが、市町村による保険料率の決定の参考になるよう、県は各市町村の実態に合わせた保険料等を算定し、市町村に参考情報として提示することとなります。

保険給付につきましては、県は市町村において発生する保険給付に必要な費用を全額市町村

に対して支払います。つまり市町村においては保険給付費の支払いにおいて財源不足に陥ることはあり得ないということとなります。

なお、県は、市町村における保険給付費を担保するのみならず、市町村が行った保険給付の点検を行うこととなります。

保健事業につきましては、これまで同様に市町村が行う事業となりますが、県は市町村に対し必要な助言、支援を行うこととなります。

以上のとおり、県はこれまで以上に国保運営に対して積極的に関与することとなりますが、特に重要なこととして、県全体の国保による保険給付費の推計とその結果に基づく国保事業費給付金及び標準保険料率の算定であると思えますが、これまでに2度ほど県による試算結果が提示されました。1回目は本年2月下旬に、2回目は8月下旬に提示されましたが、ともに平成30年度の概算額の提示ではなく、平成29年度に給付金制度があったと想定した場合の仮の給付金額と保険料率の試算結果となります。

また、今後の予定ですが、10月中旬には国が平成30年度の給付金算定に用いる仮係数を提示することを予定しておりまして、これを受けて県では10月下旬に平成30年度納付金の概算提示を予定しているということでございます。長井市としては、県から示される仮係数による概算給付金額に基づき、国保税率改正の是非を検討し、必要に応じて税率の見直しを長井市の国保運営協議会へ諮問いたします。また、国は、12月下旬に平成30年度納付金算定に用いる確定係数を提示することを予定しており、これを受けて県では平成30年1月上旬に平成30年度給付金を算定するという事です。したがって、市では、1月上旬に県から提示される確定係数に基づく納付金額をもとに、2月に開催いたします長井市の国保運営協議会及び3月の市議会定例会へ平成30年度の当初予算を上程いたしまして、税率改正を要するときは、国保税条例の

改正案を上程することとなるということでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

次、2点目、これまで納付金、標準保険料について県とどのようなやりとりが行われたかということでございます。

国保事業費納付金に用いる諸係数や標準保険料率の算定方法などについての協議を重ねてまいりました。1つ目として、国保事業費納付金の医療分の算定において、各市町村の医療費水準の差異をどの程度反映させるかを決定する係数について協議しております。県から当面の間医療費の差異を100%反映させる係数とするとの案の提示があり、協議の結果、県の提案に同意することとなりました。医療費水準の低い長井市にとっては有利な係数の採用となりました。

2つ目として、納付金算定に用いる応能対応益の比率を認定する係数について協議しております。全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定されることが原則とされ、標準的な所得の都道府県の場合は、応能対応益が50対50となり、所得水準の低い都道府県は応能の比率が50より低くなることとなります。山形県においては、県から「国の原則に従い全国平均に対する山形県の所得水準で算定した値」との案の提示があり、協議の結果、県の提案に同意することとなりました。

参考までに申し上げますと、平成27年度の所得水準に基づき算定した場合は、応能対応益が47対53となります。長井市の国保被保険者の所得水準は県平均より高い値となっておりますので、応能の比率が50を下回る係数の採用は長井市にとっては有利なものとなりました。

3つ目は、県内市町村間の保険料水準の比較のために県が算定する市町村標準保険料率の算定方式について、協議の結果、資産割を除いた3方式により算定することとなりました。

4つ目には、市町村ごとの被保険者1人当た

りの納付金額と前々年度の1人当たり納付金額とを比較した場合の増加率が一定水準を超える場合には、納付金の額を減額調整する激変緩和措置を講じることも国の原則に従い実施することとなりました。

これ以外にもさまざまな項目において県と市町村による協議で決定しており、その結果は県が策定する山形県国民健康保険運営方針に盛り込まれることとなります。

なお、標準保険料率について補足いたしますと、県は、都道府県間の保険料水準の比較のために2方式により算定する都道府県標準保険料率と県内の市町村間の保険料水準の比較のために3方式で算定する市町村標準保険料率の2つを算定いたします。

また、県は、各市町村の課税方式に基づき、市町村における保険料率決定の参考として、市町村保険料率も算定します。さきに答弁したとおり、山形県においては納付金算定において各市町村の医療費水準の差異を100%反映させることとしたため、制度改正に伴い、県内統一の保険料率を導入することはなく、平成30年度以降も国保率の決定は市町村の裁量ということになります。

続きまして、3点目が、今後の保険料、保険税の決定に至るさまざまな情報の提示を求めるといふご質問でございます。

国民健康保険税率につきましては、国保財政の状況や国民健康保険の諸事業等を勘案し、必要な手続を経て長井市国民健康保険税条例により規定されておりますが、国民健康保険税率の改正を行う場合には、長井市の国民健康保険運営協議会へ諮問を行いまして、答申をいただき、国民健康保険税条例を改正することとなります。長井市では、この国民健康保険運営協議会を公開で開催しており、議事録につきましては、市のホームページにて公開しておりまして、税率改正の過程は適切に公開されているものと考え

ております。今後も適切な公開に努めてまいり所存でございます。

続きまして、4点目、このたびの国保改革によって国保料、国保税の負担がふえないよう、可能な手段を講じるよう求めるということでございます。

このたびの国保制度改革により、県が県全体の国保財政運営の責任主体となり、新たに納付金制度が導入されることとなるため、市町村においては国保税の使い方が大きく変わります。現状では、国保税の医療分は医療費の財源、支援分は後期高齢者支援金の財源、介護分は介護納付金の財源としていますが、制度改正により、国保税医療分は国保事業費納付金医療分の財源、国保税支援分は国保事業費納付金支援分の財源、国保税介護分は国保事業費納付金介護分の財源となります。そのため、これまでは市町村の医療費、後期高齢者支援金、介護納付金の額の見込みにより国保税の必要額を算定し、国保税率の検討を行っていましたが、制度改正後は県が算定する納付金の額により国保税を算定する必要が生じます。山形県においては、国保事業費納付金の医療分の算定において、市町村ごとの医療費水準の差異を100%反映させることになりましたので、医療費水準の高い市町村に引上げられる形で長井市の負担が現行水準よりも劇的にふえることはないと考えていますが、県による県全体の医療費見込みの制度により納付金の額が採用されることも懸念されますので、県による納付金算定の過程及び算定結果に対して必要に応じて意見できるよう、まずは長井市の現状の把握を進めているところでございます。

また、長井市の被保険者1人当たりの医療費水準は県内でも低いほうを維持しておりますので、今後も医療費水準が低水準で推移していくことができるよう、保健事業による指導等を強化してまいりたいと考えております。

次に、5点目ですが、国保を社会保障として

機能させることを求めるということでございます。

日本の社会保障は、病気、けが、出産、障害、死亡、老化、失業などの個人の生活上のリスクに対して貧困予防、貧困者救済、生活安定に向けた所得保障と所得の再配分の理念に基づく医療、介護などの社会的サービス給付制度となっています。日本国憲法第25条第1項には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると生存権の保障が規定され、同条第2項には、国は、全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとされ、社会福祉、社会保障、公衆衛生について規定しております。

昭和36年に国民皆保険、国民皆年金制度が確立され、全国民を対象とした総合的な社会保障の基盤ができてきました。現在の社会保障体系は、医療、年金、雇用、災害補償、介護などの社会保険、児童手当、公的扶助、社会福祉、公衆衛生、戦争犠牲者援護等があります。

国民健康保険制度は社会保険制度の一つであります。日本における最初の公的医療保険は大正11年施行の健康保険法であり、これは企業雇用者の職域健康保険でありました。農家、自営業者の地域保険は、埼玉県越ヶ谷町、現在の越谷市でございますけれども、一般住民を対象とした日本初の地域健康保険制度、越ヶ谷順正会が昭和10年に発足しております。3年後の昭和13年に国民健康保険法が、これは旧法でございますけれども、創設され、健康保険法によって対象から外されていた農民層の救済を目的としておりました。現行法は昭和33年に全部改正され、昭和34年1月に施行されております。これにより、日本では国民皆保険制度が確立しました。

国民健康保険法には、国民健康保険は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目

的とし、この目的を達成するために、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うとされております。国民健康保険の保険者である長井市も国民健康保険法の理念、目的に沿って国保事業全般を運営しており、我が国の社会保障制度の一翼を担っていると考えております。

また、このたびの国保税制度改正に伴う財政運営の県単位化は、市町村国保が抱える財政面の不安定さを解消するものであり、社会保障制度の一員としてより効果的に機能できるようになると考えております。

続きまして、6点目、保険証の取り上げを行わないことということに対してでございますが、保険証の取り上げについて答弁する前段といたしまして、ご指摘の国民健康保険における国庫負担の削減と、それに伴う国保税負担の増加について説明させていただきます。

国庫負担の削減とは、定率国庫負担金である療養給付費負担金の交付割合の削減のことをご指摘のことと思いますが、確かに近年においても、平成16年度には交付割合が40%でしたが、平成17年度に36%に、平成18年度から34%に、平成24年度からは32%に引き下げられています。

一方、引き下げられた部分については、医療費や所得格差を全国レベルで調整するための国庫補助金である財政調整交付金としておおむね7%が、都道府県の市町村間の医療費水準や所得水準の格差を調整するための県補助金である県調整交付金1号交付金としておおむね7%がそれぞれ交付されています。また、国民健康保険事業の安定化に資するシステム改修といった必要経費の補助、災害による減免などが多大であった場合などの補助、その他国民健康保険財政に影響を与える特別な事情に対する補助として交付される国庫補助金の特別調整交付金がおおむね2%、個々の保険者における保健事業等の施策の推進や収納率の確保などを対象に交付



される県補助金の県調整交付金2号交付金がおおむね2%交付されています。定率国庫負担金である32%に国、県の補助金を合わせると、現在も一般的に言われる税負担対公費負担が50対50となる原則が確保されているという計算となります。ただし、高額所得の被保険者が多い都市部では、国の財政調整交付金の交付率が7%を下回ることもあるため、50対50の原則が崩れることも考えられます。

長井市の平成28年度決算案を見ますと、保険給付費から前期高齢者交付金を除いた金額に占める国、県支出金額の比率は54.4%となっており、国、県による公費負担の削減による国保税負担の増加は長井市においては発生していないと考えています。

なお、長井市における国、県による公費負担が50%を超えた要因の一つとして、国庫補助金である特別調整交付金として国保事業全般の実施状況が良好である保険者にのみ交付される経営努力分の交付を受けていることがあると考えております。経営努力分は平成23年度から6年連続で交付を受けており、平成28年度においては1,200万円の交付を受けております。また、税負担の50の中には国保税の軽減状況に応じて国が4分の2、県と市が4分の1ずつ負担する保険基盤安定制度の保険者支援分が含まれており、28年度決算においては約4,743万円の歳入がありました。

以上のことから、長井市においては国、県による公費負担が適切に確保されており、国庫負担の減少による国保税負担の増大は特に発生していないと考えております。

長井市における国民健康保険税滞納者に係る措置といたしましては、被保険者資格証明書の交付や短期被保険者証の交付を行っておりますが、この措置は国民健康保険法に規定されているもので、取り扱いに関して実施要綱を制定して対応しております。国民健康保険法で規定し

ている1年以上国保税を滞納している世帯に実施する被保険者資格証明書の交付に際しましては、年に3回の審査委員会を開催し、1年以上国保税を滞納していることのほかに以下の基準を勘案して交付の適否を判定しております。まず1点目が、納税義務者が納税相談及び納税指導に全く応じようとしない。2点目が、納税相談及び納税指導の結果、所得及び財産を勘案すると十分な負担能力があると認められるのに意図的に納付を行わない。3点目が、納税相談等による誓約を履行せず、または不履行を繰り返す。4点目は、保険税滞納に至った理由など保険者に対して申し出た内容が事実と異なっていることが判明するなど、極めて悪質と認められる場合と、以上4つの基準であります。機械的に運用することはなく、納税相談を前提とし、納税のある方の事情に沿って相談を重ね、納税の解消に向けて努力しておりますが、納税意識の高い大多数の被保険者の皆様との公平性を欠くことのないように、最終的な手段として被保険者資格証明書をやむなく交付しているという現状でございます。

なお、高等学校生までの被保険者については、たとえ被保険者資格証明書交付世帯に属しているとしても、6カ月の短期被保険者証を交付しております。児童生徒の健全育成につながるよう配慮しております。

また、資格証明書を交付した者であっても疾病等により入院を要するときは、被保険者からの相談により、入院見込み期間に応じて短期被保険者証を交付しており、資格証明書の交付により命の危険が発生しないように配慮しているところでございます。

続きまして、この項目の最後ですが……。

○**渋谷佐輔議長** 簡潔に。

○**内谷重治市長** 7点目、これ、情報公開でございますので、きちんと説明しなきゃいけないので、簡略にはできないと思います。

○**渋谷佐輔議長** 時間調整をお願いします。

○**内谷重治市長** 国保税の滞納がある方へは、催促状や催告書の送付、これは差し押さえでなく、相談収納を徹底することということに対してでございますが、催促状や催告書の送付、電話や訪問、事務所内での面談等により納税者の立場に立って納税喚起を行っております。それでも納税していただけない方に対しましては、以前にも何度も申し上げておりますが、事前に差し押さえ予告書を送付し、納税意思の確認を行った上で差し押さえを行うかどうか判断しており、いきなり差し押さえすることは決してございません。また、一度差し押さえ等の滞納処分を行うに至ったとしても、納税相談があった場合は早期の納税解消に向けた納税計画を立てていただき、納税状況を見守っていくこととしております。さらに、滞納者措置審査会の前には必ず納税相談の勧奨も行っておりまして、納税者の立場を十分に尊重しておりますが、残念ながら正当な理由もなく納税相談に応じていただけない方もいらっしゃいます。このような場合は、やむなく滞納している国保税に充てるために財産の差し押さえや被保険者資格証明書、短期被保険者証の交付をしております。

したがって、被保険者資格証明書の交付や資産の差し押さえは納税者に配慮した上で最終的に実施しているものであり、納税いただいている大多数の皆様の方の公平性を欠くことのないように、今後とも負担の公平性の確保に努めてまいります。

次に、2点目の長井市市道の管理についてでございます。

議員からは、市道に認定されていない市所有の道路は、市が管理をすべきではないかについてでございますが、市道認定につきましては、長井市市道認定基準に関する要綱を平成23年度に最近ですと改正して定めておりまして、現在の市道認定路線は1級、2級、その他の市道を

合わせて970本、総延長512.8キロとなっております。この市道認定基準につきましては、道路構造の保全と安全で円滑な交通の確保、不特定多数が利用する施設であるという観点から、起・終点の接続状況、道路幅員、路面や排水施設の構造、道路勾配等を細かく定め、道路法に基づき議会の議決を得て認定を行っております。

市道除雪につきましては、昨年度、機械除雪325.8キロ、消雪道路17.6キロ、除雪総延長343.4キロの除雪計画を策定し、冬期間の市民の足を確保すべく管理を行っております。除雪路線に認定していない生活道路についても、冬期交通空間の安全確保のため、長井市生活道路除雪事業に対する補助金交付規程を設けながら、地域において生活道路の除雪等を行う団体に対し除雪補助を行っております。この事業に該当する道路は、常時一般の交通の用に供されている延長35.0メートル以上の道路で、袋小路になっている市道や道路幅員が狭い法定外道路等、除雪計画対象外の道路となっております。補助額につきましては、20万円を限度額とし、市内各地区において毎年40団体ほど利用いただいております。平成28年度には39団体、88万1,000円の申請がありました。

法定外道路については、平成15年から順次国有財産の譲与を受け、長井市所有の公衆用道路に位置づけられ、延長約850キロメートルに及んでおりますが、これら法定外道路の多くは未舗装で、自動車が1台ようやく通行できるかできないかような道が多く、例えば地方部の玄関先、錠口までの長い通路なども法的外の公共用道路になっている場合が多く、おのおの個人で管理していただいております。このように、一般市道と全く性質が異なる道路であり、同じレベルの管理は有効ではなく、効果が極めて少ないと考えます。

さて、今泉議員が例を挙げて質問されている道路につきましては、経過について申し上げま

すと、昭和49年に当時の野川土地改良区さんが事業主体となって行われた台泉構造改善事業の圃場整備で換地処分がなされたところで、土地を出し合って道路として使ったということのようでございます。ただし、当時は公衆用道路であったということと、現在のような地縁団体がございませんので、登記は認められないということから、長井市が名義ということとなっているようでございます。

そしてこの道路は、県が定めている建築基準法の4メートルに満たない位置指定道路にも指定されておりますので、そのことはおわかりになると思います。入り口部は公道長井市道館町八景線と接続していますが、終点部は公道とは接続しておらず、半径6メートル以上の回転広場も設置をされておられません。路面舗装や排水構造物についても一部しか整備されておられませんので、市道認定基準の理由にはならない道路でございます。

民間の宅地造成が行われておりますが、宅地にあわせて整備する道路については、市道認定基準に適合する道路となるよう協議させていただいております。道路の基準を下げるということは市内住環境の悪化にもつながりますので、引き続き今の基準を運用していきたいと考えておりますが、除雪等についても、現段階では同様でございますが、ぜひ困っておられるとしたら一度さらに建設課なり、あるいは地区長さんを通じて私のほうにも実態などを教えていただければありがたいというふうに思います。

時間がありませんので簡潔に申し上げますが、続きまして、市民から寄せられている要望書はどのような対応をとっているか、市民にどのような報告をされているか、その速やかな実現を図るべきではないかという点についてでございますが、これはごもっともでございますが、ただし、要望書のその1つ上のいわゆる請願書というのがございます。平成になってからの29年

間で請願書が相当程度出されてございます。今現在51カ所が採択されておりまして、平成になってからですね、請願された路線でございますけれども、完了路線が14カ所、一部完了路線が11カ所、未着手が26カ所でございます。要望書はもう毎年たくさんの地区からいただいております。例えばある地区などでは大字単位で50ぐらい要望書をいただいております。ほとんど毎年同じ要項で出ていただいておりますので、そういったことも含めて、こういった要望等については事前に地区の皆様の座談会を開いたり、あと地区長さんとか地権者のみならず、地区全体で必要性について一緒に協議しながら決定すべきものと考えております。

最後になりますけれども、特老の増設についてでございますが、長井市の場合は確かに待機者数は138人いるということではありますが、議員もご承知のとおり、県内13市の中では長井市は1,000人当たりの施設定員数が55.9人と県内トップでございます。それぐらい特老は実は人口に対してベッド数があるということでございます。一方で、介護の認定率もさまざまな福祉施設等々、社会福祉法人のご努力などもございまして、介護認定率が非常に低くなってございまして、そういった意味でいえば、17.5%ということで、県内で3番目に低い介護の認定率なんです。ですからそういったことも含めて、特老のほうは少し待っていただくと、やっぱり長い方でも半年というのはよくあることのようにございますが、これから東京等周辺はどんどん人がふえてくる。認定を受ける方がですね。ところが私どもの長井市はこれから10年後にはどんどん減ってくるということがございますので、やっぱり施設の適切な計画が必要ではないかというふうに思っております。

最後のほうはちょっと簡略で恐縮でございましたけど、以上で答弁を終わります。以上でございます。

○8番 今泉春江議員 時間がありませんので終わりますけども、時間の配分をよろしく願いをいたします。(拍手)

### 梅津善之議員の質問

○渋谷佐輔議長 次に、順位9番、議席番号9番、梅津善之議員。

○9番 梅津善之議員 市長、大変答弁ご苦労さまでした。今泉先生におかわりしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私の通告していることの前にですけども、ことしぐらい雨の降る年はないなと思っております。鈴木議員の一般質問でも野菜がうまくつくれないとかなんていう話もありましたけども、プロの人でもことは非常に苦労している年であって、農家の宿命でもあって、大変なことだなと自分自身も感じておりますし、長井市が一番主力としている米でさえもいまだ、私の米なんかは立派に真っすぐ立っているというような状況でございまして、いつかがむのかなと思って毎日見ておりますが、なかなか思いどおりにいかないところでございます。

それでは、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。

まず初めに、農業委員会の体制が新しく変わりました。今までの制度から市長の任命、もしくはあわせて議会の承認という形で農業委員会の委員が選任されたということでございます。それに伴って、お互いというか、共通な認識で考えておきたいなと思って、質問したいと思っております。

まず、農業委員会の事務局長に農地転用の基本的な考え方ということでお聞きしたいと思いますが、どうしても農地として有効な土地改良事業したところのほうに転用のほうが許可にな

って、住宅地になっているような現状があると思っておりますし、その辺も踏まえた以前からの大きく変わった点、変わらないかもしれませんが、その辺を詳しく教えていただきたいと思っております。農業委員会の事務局長、お願いします。

○渋谷佐輔議長 遠藤敏広農業委員会事務局長。

○遠藤敏広農業委員会事務局長 お答えいたします。

農地転用の基本的考え方ということについてでございますが、農地法に基づく農地転用許可制度は、我が国が食糧の安定供給を図る上で農地というものが農業生産の基盤である重要な役割を担うものであるとし、良好な営農条件を備える農地については、保全、確保のため転用を規制している一方で、社会経済上必要な土地需要にも対応する趣旨で設けられておるものでございます。

その内容といたしましては、①農用地区域内にある農地及び集团的に存在する農地など良好な営農条件を備える農地は、そこの地元に住む方の生活上、業務上必要な施設で集落に接続していなければならないこと、または転用したい面積が既存の敷地の2分の1を超えないことなど、一定の条件がなければ原則として転用許可をすることができません。②でございますが、市街地の区域または市街化が見込まれる区域内の農地は転用を許可し得るとしまして、さらに、③でございますが、具体的な転用計画を伴わない資産保有目的または投機目的での農地取得は認めないというふうにされておるところでございます。

○渋谷佐輔議長 9番、梅津善之議員。

○9番 梅津善之議員 基本的な転用の考え方ということで説明いただきましたが、長井市全体を見てみると、どうしても南のほうに行ってしまうという、それも土地改良事業が終わった、きちっとした区画整理のなっているところ